平成２１年（フ）第２４７号
沖縄県浦添市字経塚462番地
債務者　比嘉　善宏
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８６号
沖縄県那覇市字古波蔵129番地１　幸ビル208
債務者　砂川七奈子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３４０号
沖縄県浦添市仲西１丁目11番２号
債務者　多良間トク
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３５７号
沖縄県浦添市大平１丁目29番７号　伊波アパート８号
債務者　比嘉ユミ子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第４８号
沖縄県名護市字宮里450番地２　丸平アパート301号
債務者　比嘉　啓伍
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第４９号
沖縄県名護市字宮里450番地２　丸平アパート301号
債務者　比嘉　千裕（旧姓儀保）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第５０号
沖縄県名護市字伊差川699番地　座喜味様方
債務者　金嶺　君子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２６１号
北海道苫小牧市元町３丁目７番１号　はまなす荘201
債務者　木幡　　宏
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２６４号
北海道苫小牧市東開町６丁目１番58号　コーポＪＵＮ103
債務者　斉藤　陽子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１１２号
秋田県北秋田市綴子字高野尻90番地２―11―Ｃ２、前住所秋田県北秋田市鷹巣字東上綱82番地５
債務者　伊藤　　衛
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１１３号
秋田県北秋田市綴子字高野尻90番地２―11―Ｃ２、前住所秋田県北秋田市鷹巣字東上綱82番地５
債務者　伊藤しのぶ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１１５号
秋田県北秋田市鷹巣字平崎上岱13番地２　Ｋ－３、前住所秋田県北秋田市下杉字谷地道184番地３
債務者　畠山　直人
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１１９号
秋田県大館市字一心院南91番地、借入時の住所秋田県大館市字八幡沢岱８番地９　コーポ南Ｇ号
債務者　寺澤　正子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１２５号
秋田県北秋田市東横町４番３号
債務者　中島　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１６７号
茨城県日立市高鈴町１丁目20番２―302号
債務者　荒木　寿雄
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６９号
茨城県日立市滑川町３丁目８番６―201号
債務者　藤田　徳彦
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１７０号
茨城県日立市諏訪町３丁目９番46号
債務者　渡部　美華
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所日立支部